

# 武雄市農業委員会

令和2年3月総会議事録

令和2年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年3月5日(木)  
(開会) 13時00分 (閉会) 14時00分
2. 場 所 武雄市文化会館 2階 大集会室A
3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美		○
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
 渕 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、笠原 武、  
 中島敏秋、小柳信博、小淵 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、松岡義信、  
 田淵清徳、下平秀昭、池田耕郎、鈴山春樹、中原 位、平川 香、黒岩一則、  
 橋口和彦、立川浩吉(以上23名)
5. 協議事項
- |       |                                     |     |
|-------|-------------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                | 2件  |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                | 1件  |
| 議案第3号 | 農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請について         | 16件 |
| 議案第4号 | 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について               |     |
| 議案第5号 | 武雄市非農地証明願いについて                      | 3件  |
| 議案第6号 | 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの<br>判断について | 1件  |
| 議案第7号 | 下限面積(別段の面積)の設定(案)について               |     |

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様、午前中の研修に引き続きお疲れ様です。ご案内の時間となり、令和

2年3月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は16番、川内委員から欠席のご連絡を頂いております。在任委員の過半数以上の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。また、本日は午前中に引き続き、農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席を頂いております。

それでは、佐佐木会長、議事進行をお願いします。

---

### 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** (農業情勢等の報告等については省略)

それでは、ただ今から令和2年3月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、1番 中尾和則 委員、7番 中村一明 委員、を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

**事務局**

まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和2年2月分」をご覧ください。先月の総会から今日までの主な事業について記載しております。

2月12日から13日にかけて、農地利用最適化推進委員さんの施設研修で、福岡県の飯塚市農業委員会と農事組合法人今津の里の2か所を訪問しました。

2月13日には、県内の女性委員協議会の研修が、三日月町と富士町で行われ、岩橋委員、古川委員が参加されました。

2月27日には調査委員会を開催し、農地法第5条の転用許可申請2件についてC班の委員と地元委員が調査及び審議を行ったところです。

3月3日には、昨年夏に委員の皆様に行っていただきました農地利用状況調査を踏まえて、「農地利用意向調査書」を郵送しました。

その他については資料に記載しているとおりです。

次に4条・5条の転用許可について、総会審議後の県知事の許可状況についてご報告いたします。9月に審議いただいた〇〇〇〇は開発の許可待ちの状況です。12月に審議いただいた〇〇〇〇はまもなく開発許可が出るものと思われれますので、それに合わせて転用許可も出ると思われれます。1月の総会で審議いただいた1件と、2月の審議分も、県の補正は整っておりますので、来週中には許可が出ると思われれます。

次に「農振除外」の手續完了についてご報告いたします。

昨年10月の総会で審議いただいた農振除外の案件について、手續が完了

し、2月18日付けで申請者に通知がされております。全部で6件ありましたが、1件取り下げがっております。

今後、農地転用の申請手続が進められますので、担当地区の農業委員・推進委員に対し、確認書の署名について依頼があるかと思えます。函面等を確認して頂き、排水や隣接とのもめ事等がないかを確認のうえ、対応いただきますようお願いいたします。

次に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合の届出です。先月は、資料に記載している4件の届出がされております。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

2月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手15件、借り手10件に対し、2月10日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手12件、借り手10件に対し、2月20日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。

次に「令和元年度遊休農地所有者に対する利用意向調査について」報告いたします。

委員の皆様方には、昨年夏の暑い時期に「農地利用状況調査」ということで、町ごとに廻っていただきました。その時に「農地への復元が可能」としてA判定をされた農地について、その後、事務局で集計を行いました。

その農地の所有者に対して、3月3日に事務局からお手紙を送っております。「農地の利用を今後どうされるか、3月25日までに意思表示をして下さい。」という内容になっています。

手紙を受け取った方から委員の皆様に対して、「この手紙は何だろうか？」ということでご相談を受ける事もあるかと思えます。ある程度ご説明いただければ助かりますが、不明な場合には「事務局へ直接お尋ね下さい。」とご案内下さい。

なお、遊休農地については、農地業振興地域内であるか、振興地域外であるかによって、回答する選択肢が変わってきます。振興地域内ですと、1番が「自分で作ります」、2番が「人に売ったり貸したりします」、3番が「農業公社へ貸し付けます」、4番が「その他」という内容で、この4つの中から選ぶようになっていますが、農業振興地域外の場合には、「公社へ貸付ます」という選択肢がありませんので、3つになっています。

3の「公社に貸付ける」という意向を選んだ場合には、その後6カ月間、農業公社のホームページで耕作希望者を募集しますが、3以外を選んだ場合で、また半年後に調査に行っても改善がされていない場合には、機構と協議しなさいという勧告がなされたり、固定資産税の課税強化につながるという制度になっております。

所有者に対して送った文書の内容と、回答の様式については、次のページ

に載せておりますので、お目通し下さい。先ほど申しましたように、回答については2種類あります。

それと、町毎に、手紙を送った相手先のリストを作って、各委員に配っておりますので、これも併せてお目通しをお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

**会 長** 農業振興地域内に入っているかどうかは、このリストで分かりますか。

**事務局** リストの一番右側のらんじりに、振興地域に入っているか入っていないかを表示しています。「振興地域外」「農用地（緑）」「空欄」の白のざっと3種類の表示があります。

このうち「振興地域外」というのが、先ほど説明した様式が2つあるうちの、農業振興地域外で農業公社へ貸付ができないほうの農地です。あと2つの「農用地（緑）」と「空欄」の白については農業振興地域内という扱いになりますので、公社への貸付が入っている、振興地域内の様式をお送りしています。

**会 長** この（緑）というのはどういう意味ですか。

**事務局** 農業振興地域内にあっても、農振除外が必要な農地と、必要でない農地がありますので、それを表のなかで「緑」と「空白」という表現に分けています。転用する場合には農振除外が必要な農地という意味です。

**会 長** 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

**会 長** 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

### 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

**会 長** では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑11筆、計9,339.66㎡。譲渡人は「農業生産法人に所有権を移転したい。」譲受人は「需要が高い国産榊を栽培し、経営拡大したい。」ということで申請が出されています。農地の価格は発生しておりません。今回承認をいただければ、榊を栽培しながらその上に太陽光パネルを設置する、営農型太陽光の申請を今後提出される予定となっ

ております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、274㎡。「果樹を栽培したい。」ということで申請が出されています。申請地は平成31年4月の総会で特例農地の指定を受けた農地です。空き家と一緒に価格になっておりますので、農地だけの値段は不明です。

以上、申請番号1番については、全ての判断基準を満たしていると判断しています。申請番号2番については、5反要件以外の判断基準を満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この2件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

私から申請番号2番について説明します。〇〇の空き家が空き家バンクに登録をしていたところ早速売れまして、〇〇から〇〇が来ていただきました。それで早速3条の申請を出そうとしておられましたが、住所がまだ〇〇ということで、私が「武雄に住所を移さないと手続はできませんよ。」と説明しましたところ、早速住所をこちらへ移してもらって、申請ができたということです。

また申請番号1番については、個人から法人になっている〇〇さんが棟をするという事で、これについては次の時に転用で出る予定との事です。

会 長 他に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。  
議案第1号 農地法第3条の規定による2件の許可申請については、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による2件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

---

#### 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

---

会 長 次に議案第2号を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請

が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。〇〇町の畑2筆、計1,220㎡。「排水が悪く機械も入らない状況だったため、約30年前に植林を行った。」という事で申請が提出されています。既に植林が行われているため、始末書が添付されています。農振除外の手続きは済んでおります。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。。議案第2号について、地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

**会 長** 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 質疑もないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

**会 長** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

### —————《議案第3号 農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請》—————

**会 長** 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請農地法第5条の規定による許可申請が16件提出をされています。この16件について、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第3号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、1,155㎡。「申請地は、面積・陽当たり等の条件から宅地に最適と判断し、建売分譲住宅用地として申請するもの。」という事で、建売分譲住宅4区画を計画されています。

農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和2年11月です。

農地区分は「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」で第1種農地、許可基準の該当事項は「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で許可し得ると判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田3筆、計4,935㎡。「現在武雄町昭和で営業しているが、既存店での敷地拡張・増築等が出来ない。国道34号線沿いで、来店者が利用しやすい申請地に移転したい。」という事で申請されています。

農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和3年9月です。

農地区分は「第3種農地になることが見込まれる区域として、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であること。」で第2種農地。許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計491㎡。「現在アパート住まいをしているが、子供の成長に伴い手狭になっている。将来のことも考え実家近くに一般住宅を建てたい。」という事で申請されています。

農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和2年9月30日です。

「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」で第1種農地、許可基準の該当事項は「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で許可し得ると判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑3筆、計561㎡。「予てより会社の車両置き場が狭く、不便であった。申請地所有者に相談したところ快諾を得られたため、貸駐車場として利用したい。」という事で申請されています。

工事完了時期は令和2年5月31日です。

「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」で第1種農地、許可基準の該当事項は「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で許可し得ると判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、31㎡。「現在自宅敷地に駐車をしているが、スペースが狭く車の出し入れが不便であるため、申請地を駐車場として利用したい。」という事で申請されています。

工事完了時期は令和2年5月31日です。



農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。賃借権設定。〇〇町の田1筆、34㎡。「平成19年に田を資材置場・駐車場への進入路として使用するため埋め立てた。」という事で申請されています。

現在既に、通路として利用されておりますので、始末書が添付されております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、165㎡。「住宅を購入したが、宅地に駐車場がない。進入路が狭いため、宅地・申請地を利用して車の回転も可能にしたい。」という事で申請されています。

工事完了時期は令和2年5月31日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、計206㎡。こちらが農地法第4条・5条になっておりまして、10415が松尾さん本人の4条の部分、10416-4が山口さんから松尾さんへ所有権移転をする5条の部分です。

「自宅に接した土地にガーデニングや植栽をするには土地が狭かったため、令和元年12月頃に整地し拡張した。」という事で申請されています。

既に整地がされ、利用されておりましたので、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、275㎡。「地形、面積等の条件が整っている申請地で太陽光発電事業を行いたい。」という事で申請されています。

同時利用地として宅地2筆を含む、合計931,69㎡に、太陽光発電パネルを計画されています。工事完了時期は令和2年8月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号10番から16番までは、九州新幹線の工事による賃借権設定の一時転用です。作業用道路、資材ヤード、駐車場として利用したいというものです。鉄道運輸機構との契約期間の延長に伴いまして、現在、令和2年3月24日まで許可済みのものを、令和2年6月24日まで延伸するものとなっております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長**            事務局からの説明が終わりました。1番及び2番の案件につきましては、2月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（19番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

令和2年2月27日午後1時30分から、武雄市役所3階会議室及び現地にて、C班及び地元農業委員により調査委員会を開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による申請 2件 について審議しました。

まず、申請番号1番の「建売分譲住宅」について報告いたします。

申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、1点目に開発道路の名義についての質問があり、これに対し、「名義については、今回計画されている4軒に住まれる方々の共有名義になる予定である。」という回答がありました。

2点目に、排水先の水路について、「武雄町ではなく橘町になっており、橘町側にも排水の面も含めて今回の計画を説明し、同意をいただいている」と現地説明がありました。

続きまして、申請番号2番の「自動車販売・展示及び修理工場」について報告いたします。

代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、1点目に「油水分離槽を経由した排水先が農業用水路になっている」という質問があり、これに対し「国道側へは排水できない。排水先・分離槽の構造など再度確認し、排水先が変えられない場合も、農業用水路へ油が流失することがないようにしたい。」という回答がありました。

2点目に、代理人からはタイムスケジュールの説明があり、造成の完了予定が令和2年10月末頃、建物の完成予定が令和3年9月頃である。という説明がありました。

3点目に、地元の〇〇区への説明に加えて、〇〇区と〇〇区の区長さんへも事業説明を行うことを要望し、了承していただきました。

4点目に、パイプラインについては、申請地南側の里道へ移設する計画であるという説明がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番及び2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 はい、ありがとうございました。1番及び2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番から16番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第4条・第5条および第5条の規定による16件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号 農地法第4条・第5条および第5条の規定による16件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

#### ————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第4号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。  
1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第12号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規、	1件、	1筆、	2,963㎡。
	再設定、	2件、	3筆、	7,058㎡。
武雄町。	畑（なし）			

橘町。 (なし)

朝日町。 田。新規、 1件、 4筆、 8,717㎡。  
再設定、 2件、 2筆、 1,569㎡。

朝日町。 畑。(なし)

若木町。 田。新規、 2件、 2筆、 2,418㎡。  
再設定、 6件、 10筆、 13,219㎡。

若木町。 畑。(なし)

武内町。 (なし)

東川登町。(なし)

西川登町。(なし)

山内町。 田。新規(なし)  
再設定、 5件、 14筆、 12,599㎡。

山内町。 畑。(なし)

北方町。 田。新規、 1件、 1筆、 2,097㎡。  
再設定、 7件、 23筆、 28,922㎡。

北方町。 畑。(なし)

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については13ページに記載しておりますのでご確認下さい。

なお、先月の総会でご指摘いただきました、〇〇町の亡くなられた方の分が1件ありましたが、こちらについては、今回、相続人の方と新しく、利用権を設定されております。〇〇町の3番です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

- 会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

---

**《議案第5号 非農地証明》**

---

- 会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第5号、武雄市非農地証明願について説明します。  
申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆、1,081㎡。「平成初期には近接の製材所へ木材置場として借地した。」ということで申請されています。  
非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆、76㎡。「平成2年頃から駐車場として利用した。」ということで申請されています。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑1筆、661㎡。「昭和57年に牛舎を建設した。現在は農機具小屋として利用している。」ということで申請されています。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

———《議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について》———

会 長 次に議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明します。  
番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、計1,420㎡。こちらについては、昨年度の農地パトロールの結果に基づきまして、非農地判断を行ったものです。  
昨年の4月の22日に非農地の申出書を今回の申請者に送ってあげましたが、申出書の提出が今回になりましたので、今回の議案に載っております。  
周辺は山林に囲まれておりまして、今回の土地も周辺と同様、山林の様相を呈しております。  
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、事務局から提案された1件の土地については、原案どおり、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、事務局から提案された1件の土地については、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することに決しました。

—————《議案第7号 農地法施行規則第17条の規定に基づく  
下限面積の設定について》—————

会 長 次に議案第7号を議題といたします。農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号について説明いたします。農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施」に基づいて、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっておりますので、今回提案をしております。

現在の武雄市内の下限面積の設定状況についてご説明しますと、設定地域の「1. 市内全域」については、5000㎡（5反）と設定しております。設定地域の「2. 武雄市空き地・空き家情報登録制度「空き地・空き家バンク」に登録された空き家・空き地に付随し、農業委員会が指定した農地」については、平成30年1月1日から、別段の面積として1㎡を設定しております。

今回提案する方針としては、これに加えて「3. 武雄市青年等就農計画の認定を受けている者については、1,000㎡を下限面積とする」ことを提案いたします。

こちらの「武雄市青年等就農計画」についてですが、新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に、重点的に支援措置を講じようとするものです。

「青年」というのは、年齢が18歳から45歳未満の方という事です。今、この新規就農の認定を受けておられる方は9組おられるそうです。参考に聞いたところ、年に1組程度認定を受けられています。認定を受けられると、5年間は重点的に支援措置を受けられるという事です。

提案の理由ですが、「市内全域の5,000㎡」については、「武雄市は自然的経済的条件からみて、同一地域と認められる。」こと。「40aに設定した場

合では耕作者の40%を下回る可能性がある。」こと。「平成30年度の農地法第30条の規程に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は0.6%と低い状況である」ことから、全体としては下限面積を現行どおり5,000㎡以内にしたいと思います。

空き家・空き地に付随する特例農地については、現行通り1㎡とするのが適当であると考えます。

また、先ほど説明した新規就農の認定を受けられた方については、新規就農を促進するうえで1,000㎡にすることが適当ではないかと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。下限面積について年1回は審議をなさいということでございます。全体的には今までとおり5反。空き家・空き地の特例農地については1㎡。青年等就農計画の認定を受けた18歳から45歳の方については1反。ということの設定したいという事でございますが、ご意見・ご質問等があれば出していただきたいと思いますが。

(質疑なし)

よろしいですか。では質疑をとどめます。

議案第8号、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定について、原案どおり設定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく下限面積の設定につきましては原案どおり設定することに決しました。

---

### 《閉会》

---

会 長 それでは、以上をもちまして、令和2年3月の農業委員会総会を終わります。